

建設業関係の主な資金繰り対策

新型コロナウイルス対策

○中小企業・小規模事業者に対する融資・資本増強

◆一定の売上高減少等を要件とした融資

【政府系金融機関】

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

・運転資金・設備資金(20年以内)新型コロナウイルス対策マル経:運転資金・設備資金(10年以内)※令和5年1月10日現在)

【民間金融機関】

セーフティネット保証(4号・5号)

・4号【地域】:全都道府県について、一般枠(2.8億円)とは別枠で借入債務の100%を保証
 ・5号【業種】:指定された業種について、一般枠(2.8億円)とは別枠で借入債務の80%を保証

コロナ借換保証

・セーフティネット4号または5号の認定取得、もしくは一定の売上高または利益率の減少を要件として、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、1億円を限度額とした借換え需要に加え、新たな前向きな資金需要にも対応する保証

◆売上高減少を要件としない融資

【政府系金融機関】

日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

・今後の影響が見込まれる事業者も含め、設備資金(15年以内)・運転資金(8年以内)を融資

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による中小企業向け資本性資金供給

・以下のいずれかに該当する者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを提供
 ①J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受け事業の成長を図る事業者
 ②中小企業活性化協議会又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
 ③事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている事業者

【民間金融機関】

経営改善サポート保証(感染症対応型)

・経営改善サポート保証制度の据置期間を最大5年に緩和、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げ

○その他

収益力改善支援

・中小企業活性化協議会において、コロナ禍での収益力の低下や資金繰り悪化が生じた事業者等に対し、簡易な収支・資金繰り計画及び事業継続アクションプランの策定を支援

金融機関等への配慮要請

原油価格上昇対策

日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

・ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けている場合に、セーフティネット貸付の対象要件(売上高5%減等)を撤廃。
 ・このうち、利益が5%以上減少した事業者に対して金利を0.4%引き下げ

融資限度額:【中小事業】7.2億円、【国民事業】4,800万円
 貸付期間:設備資金15年以内、運転資金8年以内
 据置期間:3年以内

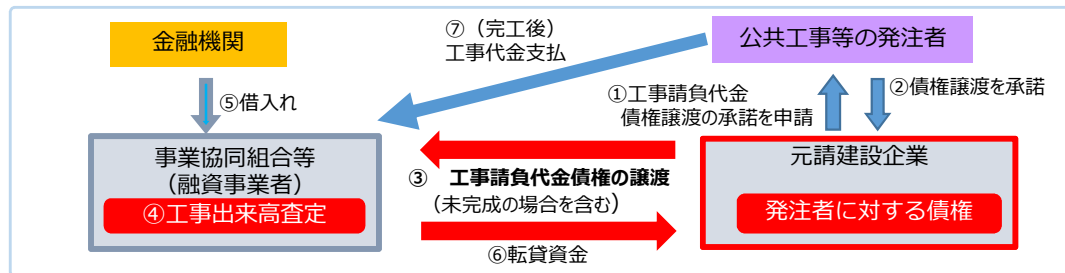
建設業向け金融事業等

公共工事の前金払、中間前金払制度

・前金払制度:請負契約締結後に、原則4割以内(委託業務の場合は3割以内)
 ・中間前金払制度:工期の1/2が経過し、工事の進捗額が契約額の1/2以上の場合に当初前払金に加え2割以内(委託業務を除く)

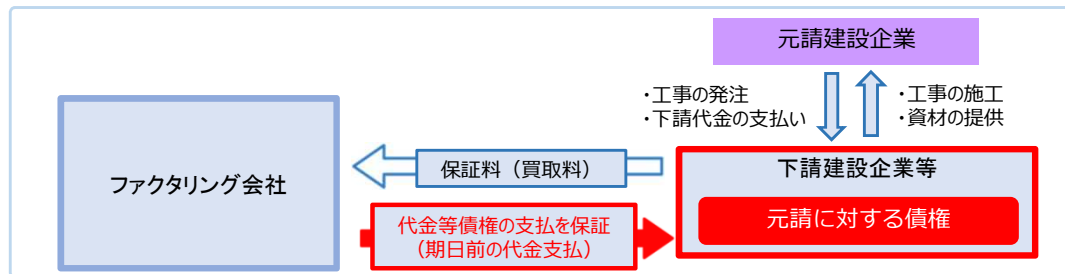
下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度

・発注者が債権譲渡を承諾している公共工事等(注1)の中小・中堅元請建設企業(注2)を対象に融資事業者(事業協同組合等)が工事出来高から前払金等を差し引いた金額を融資
 (注1)病院、福祉施設、PFI等の公共性のある民間工事を含む
 (注2)資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下
 ・地域建設業経営強化融資制度は、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社の保証を受けることが可能



下請債権保全支援事業

・経営事項審査を受けている等一定の要件を満たす債務者に対して有する債権をファクタリング会社が支払保証
 ・金額が確定している債権については、債権買取も実施
 ※発注者は公共・民間を問わない。また、下請次数を問わない。
 ・ファクタリング会社に支払う保証料(買取料)の一部を軽減(上限1.5%)



新型コロナウイルス対策

【中小企業・小規模事業者に対する政府系金融機関等による融資・資本増強】

○ 無担保融資等

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 最近1ヶ月間等（注）の売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（20年以内）・設備資金（20年以内）を融資
（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）
（例）中小事業 利下げ限度額：4億円、融資限度額：6億円
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

- 最近1ヶ月間等（注）の売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、運転資金・設備資金を融資
（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ・融資限度額：別枠1,000万円）
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

- 売上高の数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含め、設備資金（15年以内）・運転資金（8年以内）を融資（（例）中小事業 融資限度額：7.2億円）

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による中小企業向け資本性資金供給

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン（5年1ヶ月・7年・10年・15年・20年）を供給
 - ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者
 - ② 中小企業活性化協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
 - ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている事業者

（例）中小事業 貸付限度：10億円、
貸付利率：0.50%（当初3年間及び4年目以降赤字）、
2.60%（貸付期間が5年1ヶ月・7年・10年で4年目以降黒字）、2.70%（貸付期間が15年で4年目以降黒字）、2.95%（貸付期間が20年で4年目以降黒字）

【中小企業・小規模事業者に対する民間金融機関による融資等】

○ セーフティネット保証（4号・5号）（保証限度額：4号・5号合わせて2.8億円）

- 4号【地域】：全都道府県について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の100%を保証
※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合
- 5号【業種】：指定された業種について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の80%を保証
※指定業種に属する事業を行っており、売上高が前年同月比5%以上減少等の場合

○ コロナ借換保証

- 売上高または利益率の減少要件（5%以上）、もしくはセーフティネット4号または5号の認定取得が要件。
また、経営行動計画書の作成と金融機関による伴走支援が必要。
（保証限度額：1億円（100%保証の融資は100%保証で借換可能）、保証期間：10年以内（据置期間5年以内、保証料率：0.2%等）

○ 経営改善サポート保証（感染症対応型）

- 早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議、認定経営革新等支援機関等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げ（保証限度額：2億8,000万円、保証料率：0.2%）

建設業・建設関連業者における 資金繰り支援メニュー（概要）

【その他】

○ 収益力改善支援

- 中小企業活性化協議会において、コロナ禍での収益力の低下や資金繰り悪化が生じた先や、一時的な収益力の悪化等により今後収益力が低下する恐れのある事業者へ、簡易な収支・資金繰り計画及び事業継続アクションプランの策定を支援

○ 金融機関等への配慮要請

- 政府系及び民間の金融機関等に対し、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用したより一層の事業者支援を要請

原油価格上昇対策

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

- ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けている場合に、セーフティネット貸付の対象要件（売上5%減等）を撤廃。
- このうち、利益率が5%以上減少した事業者に対して金利を0.4%引き下げ

融資限度額：【中小事業】7.2億円、【国民事業】4,800万円

貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内

据置期間：3年以内